

平成24年6月

会員各位

金沢商工会議所

「老舗顕彰」対象企業の募集について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当所事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当所では、創業百年以上の歴史を持つ「老舗」を顕彰する『老舗顕彰』を平成2年度(1990年度)から実施しております。

この制度は、金沢市内の創業百年以上の企業の業績を讃え、顕彰することを目的に創設されたもので、毎年、広く応募を募り、厳正な審査のもと実施しております。

つきましては、下記の通り対象企業を募集致しますので、所定の申請書にてお申込頂きますようお願い申し上げます。

敬 白

【申請書の請求・申込及びお問い合わせ先】

金沢商工会議所 地域振興課「老舗顕彰」係

〒920-8639 金沢市尾山町9-13

TEL : 263-1155

FAX : 261-6500

e-mail : kikaku@kanazawa-cci.or.jp

○ 顕彰対象企業について

- ①当所の会員であること
- ②金沢市内にて創業、または支店・工場・出張所等を開設し、平成23年3月末現在、満百年以上事業を営んでいること。
◎明治45年（1912年）3月末以前に創業した企業が対象です。
- ③創業百年以上を確認できる資料があること。
（帳簿類、社訓、家訓、家系図、社史等客観的に資料と判断できる文献等）

※1. 以下に該当する企業は事業を継続しているものとみなします。

- ・戦争、天災地変など止むを得ない事情で事業を一時中断していた場合
- ・合併もしくは業種・取扱商品等の変更があっても、事実上同一事業体が存続している場合

※2. 以下に該当する企業は対象外となります。

- ・既に老舗顕彰を受けた企業
- ・倒産以後新たに再建した企業
- ・合併等により、他の事業体に吸収された企業
- ・現在、同業者間で係争関係にある企業
- ・その他、当顕彰制度の趣旨に相応しくない事由がある企業

○申請について

当所所定の申請書に必要事項を記入頂き、上記③の関係資料を添付の上、8月31日（金）までにお申し込みください。

○ 顕彰企業の決定について

審査委員会にて顕彰企業を決定し、結果を企業に直接通知します。また、当所会報にも掲載致します。